

# 暑中お見舞い 申し上げます



令和7年 盛夏

## 税理士法人 原会計事務所 原会計事務所だより



編集 発行人  
税理士・行政書士  
ファイナンシャルプランナー  
宅地建物取引士  
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032  
東京都中央区八丁堀 4-13-1  
TEL:03-3552-5500(代) FAX:03-3552-5400

市川支社 原行政書士事務所  
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6  
TEL:047-333-6666(代) FAX:047-333-8811

喫茶 相続相談カフェ  
TEL:047-333-3344

安藤会計支社 〒273-0002  
千葉県船橋市東船橋 5-3-3  
TEL:047-424-5566(代) FAX:047-424-5744  
E-mail info@harakaikei.com  
URL http://www.harakaikei.com/

### ◆今年のポイント◆

「骨太の方針2025」  
賃金向上推進5か年計画

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太の方針2025)を閣議決定した。

今回の方針では、「2029年度までの5年間で物価上昇を1%程度上回る実質賃金の上昇」という具体的な数値目標が設定された。

また、中小企業の賃上げを支援する「賃金向上推進5か年計画」が盛り込まれた。

路線価が4年連続上昇  
伸び率、全国平均2.7%

国税庁は、土地の相続税や贈与税の算定基準となる令和7年分(1月1日時点)の路線価を発表した。

全国約32万地点の標準宅地の平均は前年比2.7%のプラスとなった。4年連続で上昇し、上昇率も現在の算出方

法となった2010年以降で最も大きくなった。

「退職所得の源泉徴収票等」  
提出範囲の拡大について

令和7年度税制改正では、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲が拡大された。

現行制度では、退職手当等の支払者である会社が、「退職所得の源泉徴収票等」を税務署長と市町村長に提出する必要があるのは、退職手当等の受給者(居住者)が「役員」の場合のみとなっているが、改正後は「全ての居住者」に拡大され、受給者が従業員の場合も提出することが必要となった。

■夏季休業のお知らせ■

8月12日(火)～8月15日(金)の間、休業とさせていただきます。  
8月18日(月)からは通常通り営業いたします。

# 「骨太の方針2025」 賃金向上推進5か年計画 中小企業の賃上げを後押し

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太の方針2025)を閣議決定しました。「骨太の方針2025」では、「賃上げこそが成長戦略の要」と明記され、「2029年度までの5年間で物価上昇を1%程度上回る実質賃金の上

## ●「骨太の方針2025」のポイント●

- 実質賃金の上昇率を年1%程度に
- 生産性向上へ官民で約60兆円を投資
- 最低賃金を2020年代に全国平均1500円に
- 国や地方自治体が発注する官公需の過度な価格競争を抑制
- 人手不足が深刻な12業種の省力化を支援
- 医療、介護、福祉、保育などの公定価格を引き上げ

昇」という具体的な数値目標が新たに設定されました。

今回の方針では、経済全体のパイを拡大する中で賃上げを定着させ、賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を目指すとしています。

そのうえで、厳しい経営環境下にある中小企業の賃上げを後押しするため、価格転嫁や省力化投資、生産性向上、それに経営基盤を強化する事業承継・M&Aの促進などに積極的に取り組むとしています。

### ■賃金向上推進5か年計画■

骨太の方針では、中小企業の賃上げを支援する「賃金向上推進5か年計画」が盛り込まれました。

同計画は、最低賃金を2020年代に全国平均1500円にすることなどを目指し、中小企業の生産性向上や経営基盤の強化を支援する施策です。

今後5年間で集中取り組み期間として、中小企業の省力化、デジタル

化投資を促進し、従業員1人当たりの労働生産性を引き上げることで賃上げを実現する方針です。

具体的には、2029年度までの5年間で中小企業の生産性向上に向けた設備投資の支援など、官民で約60兆円を投資する方針です。

また、国や自治体が地方の中小企業に道路整備を発注したり、物品を注文したりする際に、賃上げの原資を確保できるよう、過度な価格競争を抑制する制度を導入します。

価格転嫁・取引適正化に向けては、コストに占める労務費の割合が高い業界などを対象に、サプライチェーン全体で労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認するとしています。

### ■省力化投資促進プラン■

中小企業の生産性向上・省力化の目標や具体策をまとめた「省力化投資促進プラン」も盛り込まれました。

同プランは、最低賃金の引き上げの影響を受け、人手不足が深刻な12業種(飲食業や宿泊業、小売業、美容など生活関連サービス業、自動車整備業などその他サービス業、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業)を中心に、

省力化投資を国が支援することで、

生産性の向上を目指すものです。

例えば、飲食業では、モバイルオーダーやセルフレジ、調理・食器洗浄ロボットの導入などの優良事例をまとめた行動計画を策定し、5年間で労働生産性を35%向上させることを目指しています。

また、医療や介護現場などの厳しい人手不足の状況を踏まえ、人材確保に向けて、医療、介護、福祉、保育の公定価格を引き上げ、処遇を改善することを明記しました。

このほか、リスクリングII学び直しの強化や、生産性の高い成長産業への労働移動の円滑化、多様で柔軟な働き方の推進などの政策を拡充するとしています。

### ■財政健全化の目標■

財政健全化の目標である国と地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)の黒字化が難しくなっている状況を踏まえ、より幅を持たせて「今年度(2025年度)から来年度(2026年度)を通じて可能な限り早期の黒字化を目指す」としています。

また、国内総生産(GDP)に対する政府の債務残高比率を30年度までに「新型コロナウイルス禍前の水準(190%程度)」に引き下げる方針を打ち出しました。

国税庁は、土地の相続税や贈与税の算定基準となる令和7年分（1月1日時点）の路線価を発表しました。全国約32万地点の標準宅地の平均は前年比2.7%のプラスとなりました。4年連続で上昇し、上昇率も現在の算出方法となった2010年以降で最も大きくなりました。引き続き好調なインバウンド（訪日外国人）需要や住宅需要の高まりなどが路線価を押し上げる要因となっています。

路線価は、1月1日時点で国税庁が算定した全国の主な道路に面した土地の1平方メートル当たりの評価額で、土地を相続したり、贈与を受けたりした際の税額を計算する基準となります。

都道府県別で見ると、上昇率が大きかったのは、①東京都の8.1%、②沖縄県の6.3%、③福岡県の6%などとなっています。

インバウンド需要が各地で活況だったほか、都市部の物件価格の高騰や駅周辺の再開発の活発化が路線価を押し上げる要因となっています。

## 路線価が4年連続上昇 伸び率、全国平均2.7% —国税庁、令和7年分—

また、全国の税務署別の最高路線価をみると、別荘地や観光地として訪日客に人気のエリアが大きく伸びました。長野県白馬村が32.4%、北海道富良野市が30.2%、東京・浅草が29.0%を記録しました。

上昇率1位の長野県白馬村は、スキーリゾートとして知られ、夏も避暑地として多くの観光客が訪れています。外国人観光客の増加に伴い、宿泊施設の建設が相次いでいます。

日本政府観光局（JNTO）が発表した24年のインバウンドは、推計で過去最多の3686万9900人。新型コロナウイルスからの回復がより鮮明となっています。訪日客の増加に伴い、全国のリゾート地や観光地では、ホテルやコンドミニアムの建設需要が高まっています。

路線価が全国一高かったのは東京都中央区銀座5の文具店「鳩居堂」前で1平方メートル当たり4808万円。前年比8.7%のプラスで、伸び率も5.1ポイント上回りました。

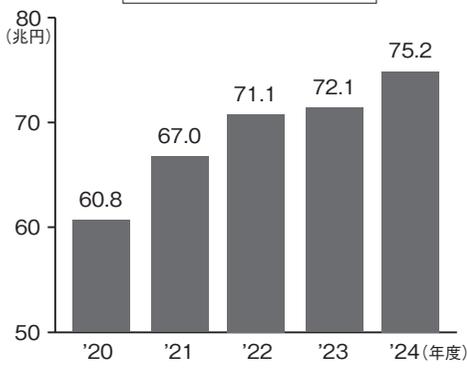
## 2024年度一般会計税収 5年連続で過去最高を更新 ■ 75兆2320億円 ■

財務省は、国の2024年度の一般会計税収が過去最高の75兆2320億円になったと発表しました。2023年度の72兆761億円を上回り、5年連続で過去最高を更新しました。

好調な企業業績を背景に、法人税収は前年度比12.9%増の17兆9101億円。消費税収は8.4%増の25兆212億円。資源高などに伴う値上げで

・法人税	17兆9101億円 (12.9%増)
・消費税	25兆212億円 (8.4%増)
・所得税	21兆2085億円 (3.8%減)

一般会計税収の推移



製品やサービスにかかる税が増え、賃上げなどを背景に消費も堅調だったことで大きく伸びました。

所得税収は定額減税の影響で3.8%減の21兆2085億円となりました。

財務省が昨年11月に示した最新の税収見通しは73兆4350億円で、1兆7970億円の増えが生じました。上振れ分は赤字国債の発行抑制や国債の償還、防衛費増額の財源などに充てられます。

税収実績は、3月期決算企業の法人税などが納められる5月分までが集計対象となっています。



# ◆令和7年度税制改正◆ 「退職所得の源泉徴収票等」 の提出範囲の拡大について

令和7年度税制改正では、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票（以下、「退職所得の源泉徴収票等」といいます）」の提出範囲が拡大されました。

## 令和7年度改正の概要

現行制度では、退職手当等の支払者である会社が、「退職所得の源泉徴収票等」を税務署長と市町村長に提出する必要があるのは、退職手当等の受給者（居住者）が「役員」の場合のみとなっていますが、改正後は「全ての居住者」に拡大され、受給者が従業員の場合も提出することが必要となりました。

## 現行制度における提出範囲

現行制度においては、退職手当等の受給者が「法人の役員」の場合には、「退職所得の源泉徴収票等」を、  
①受給者交付用、②税務署提出用、  
③市町村提出用の計3通を作成し、それぞれに交付・提出する必要があります。

一方、受給者が「法人の役員以外（従業員）」の場合は、②の税務署

長への提出、③の市町村長への提出は不要とされているため、①の受給者交付用のみ作成・交付すればよいこととなっています。

つまり、改正後は、受給者が役員か従業員かによる違いは生じないため、いずれも①、②、③のすべての交付・提出が必要になります。

## 退職金の支払日で判断

提出範囲の見直しは、「令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等」から適用されます。退職日ではなく、支払日で判断するため注意が必要です。

例えば、従業員Aが令和7年12月末に退職、令和8年1月中旬に退職手当を支払った場合、従業員Aに係る「退職所得の源泉徴収票」を税務署長と市町村長に提出することになります。

なお、今回の改正では提出期限についての見直しは行われていません。現行と同様、原則として退職後1ヵ月以内に前記①、②、③をそれぞれ交付・提出することになります。

## 8月の税務と労務

### 一 税 務

- ★個人事業税の納付（第1期分）  
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）  
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- ★7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…8月12日
- ★6月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…9月1日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…9月1日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…9月1日
- ★12月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）  
申告期限…9月1日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…9月1日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2ヵ月分）（消費税・地方消費税）  
申告期限…9月1日
- ★個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告  
申告期限…9月1日

### 一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付  
納期限…9月1日

「経済財政運営と改革の基本方針2025」が閣議決定されました。今年の骨太の方針では、「基礎的財政収支」(プライマリー・バランス)の黒字化への道筋が、どう示されるのかが注目されています。▼基礎的財政収支は、政策にあてる経費を借金(国債)に頼らず、税収などでどれだけ賄えるかを示す指標で、これを黒字化するという政府の目標はたびたび先送りされてきました。▼今年の方針をみると、基礎的財政収支の黒字化の達成

## 基礎的財政収支の黒字化

時期については、「2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期に黒字化を目指す」と2025年度とされている達成時期がやや後退した表現になりました。▼内閣府によりますと、国と地方をあわせた基礎的財政収支は、バブル景気直後の1991年度に黒字となったのが最後で、その後は赤字が続いています。今後、金利の引き上げに伴う国債の利払い費の増加も避けられない中、財政健全化に向けた姿勢が改めて問われそうです。



## フリーランスや一人親方など 2026年4月から労災の対象に

フリーランス（業務委託契約者）として働く人も企業に雇用された人と同じように職場での安全対策を定めた労働安全衛生法の対象とする。などを盛り込んだ改正労働安全衛生法が成立しました。

これまで労働安全衛生法は、企業に雇用された労働者を対象としてきました。しかし、建設業や運送業をはじめとする多くの現場では、フリーランスや一人親方が労働者と同じように作業に従事しており、労災のリスクは変わらないのに、トラブルや事故に巻き込まれた際、労働者なら当然受けられる法的救済を受けられないという問題がありました。

これを受けて、改正労働安全衛生法では、フリーランスも法律上の「保護対象」「義務の主体」として明記されることになりました。

具体的には、フリーランスが仕事をしていて死亡した場合や4日以上休むけがや病気をした場合、業務を発注した事業者などが労働基準監督署に報告することや、フリーランス

がほかの労働者と同じ場所で危険な作業を行う場合、特別教育を受けることなどを、それぞれ義務づけます。

■**労災保険の特別加入制度**■

フリーランスをめぐっては24年11月に労災保険に特別加入できる制度も始まっています。

これまでは建設現場で働く一人親方などについては事故のリスクが高いことから、以前から特別加入制度は設けられていましたが、働き方の多様化などを踏まえ、現代にあった制度とするためにフリーランスの全業種について労災保険の特別加入の対象としました。

この特別加入制度は、フリーランス本人が加入を希望した時の「任意加入」であり、保険料もフリーランス各自が負担する必要があります。

法改正に伴い、企業においては、自社の従業員と同様に、フリーランスが業務中に事故や病気にならないための安全対策を実施すること、労災発生時のサポート体制の整備、安全教育の実施が求められます。

年金制度改革法案がこのほど成立しましたが、法案の付則には、扶養される主婦らが保険料を払わなくても年金を受け取れる「第3号被保険者」制度の見直しを検討する規定が初めて盛り込まれました。

これは、会社員の夫に扶養されている妻などが、年収130万円以上となるまでは自ら保険料を支払わなくても基礎年金を受け取れるというもので、現在もおおよそ690万人が対象となっています。保険料を払っている人からすると不公平感があり、女性の就労やキャリア形成を妨げる要因にもなっているとの指摘がある一方、育児や介護などで働けない人にも配慮すべきだという意見もあります。

制度が創設された当初、会社員や公務員に扶養されている配偶者は、国民年金への加入が強制ではなく、任意加入する仕組みでした。しかし、任意加入していない場合、障害年金が受給できない、離婚した場合に年金の保障が受けられない点が問題となっていました。そこで、1985年に創設されたのが第3号被保険者

## 「主婦年金」制度を見直しへ ～第3号被保険者～

制度です。当時は専業主婦がいる世帯は約1000万で、共働き世帯は700万程度でした。

しかし、保険料の負担なく老齢基礎年金を受け取れることについて、単身世帯や共働き世帯などから「不公平ではないか」「共働きが増えた時代に合わない」と指摘されています。

また、パート従業員が配偶者の扶養から外れると、自ら保険料を納めなくてはなりません。そのため、扶養を外れないために就業調整を行うケースも多く、女性の就労の妨げや企業の人手不足の要因のひとつとなっています。

一方、病気や介護、育児などで働くことが難しい場合の所得保障の役割を果たしているとの意見もあり、賛否両論を踏まえ、これまで制度改正は見送られてきました。

厚生労働省は第3号被保険者制度について、廃止を含めた見直しを検討するとしています。年金制度改革法案では、今後、実情に関する調査研究を行い、制度のあり方を検討することが規定されました。